

感染者本人と御家族を応援します

新型コロナウイルス感染症の感染者が三重県内や近隣市町で増加するなか、鳥羽市においても予断を許さない状況です。市では感染予防対策応援事業等、感染者を出さない取組みを講じておりますが、**市民の皆様が感染者となった場合に下記の支援**をいたします。

見舞金

臨時生活支援金

対象者 鳥羽市に住民登録があり、現に鳥羽市にお住まいの方でPCR検査で陽性となった方

対象者 見舞金対象者の本人または同居家族

支給額 感染者1人につき見舞金1万円を支給

支給額 感染者1人につき食料品等の配達料として支援金1万円を支給

必要書類 新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かる書類

必要書類 新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かる書類（見舞金と併用・後日可）

■申請方法

- ① まずは市役所に**電話でご相談**ください
- ② **申出書**をご自宅へ郵送します
- ③ ご記入のうえ、**市にご返送**ください
- ④ **銀行口座へ振り込み**ます

【お問い合わせ】
鳥羽市 健康福祉課 生活支援係

 25-1181

申出書の期限（必着）

令和4年3月31日まで

期間を1年間延長しました！